

上白根地域ケアプラザ 施設利用のてびき

**上白根地域ケアプラザは、
地域の方のための相談窓口です！**



上白根ポンチャンズ
かみポン・ケアポン

はじめに…

地域ケアプラザは、地域で福祉保健活動を行っているグループや団体・今後そういった活動に興味があるグループや団体の方々にお部屋をご利用いただけますが、利用に際しては、あらかじめ団体登録が必要になります。

地域ケアプラザは、『地域の福祉保健推進拠点』です。登録いただくグループや団体の皆さまは、たくさんの人が元気になるような活動を推進してください。私たちも一緒に考えて取り組んでいきます。

1 開館時間および休館日

開館時間

午前 **9** 時から午後 **9** 時まで（日曜日および祝日は午前 9 時から午後 5 時まで）

休館日

年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）

毎月第 **3** 日曜日（施設点検日）

2 登録について

1. 登録の流れ

STEP 1 事前面談をします。

登録についての要件や、登録をご希望の団体種別などについてお話を伺います。

STEP 2 「登録申込書」のすべての欄にご記入ください。

活動内容のわかるもの（チラシやパンフレットなど）がありましたら、併せてお持ちください。

STEP 3 ケアプラザにて申込書の内容を確認後、「団体登録書」の作成をします。

書類を受領した日から原則として、8日以内にこちらから登録の可否をご連絡いたします。

STEP 4 「団体登録書」がお手元に届いた時点からお部屋の予約ができます。

※団体の構成人数は**5人以上**です。

※登録は、3年間有効になります。期限1か月前から更新可能ですので必要書類(利用団体登録申込書)のご提出をお願いします。

2. 登録内容の変更

登録後、内容に変更が生じた場合は「登録内容変更届」を提出いただきます。

変更届の用紙は受付でお渡し致します。

例えば…代表者が交代した、住所が変わった、団体の名前を変えたい。。

。。。こんなときは変更届が必要です。

3. 登録の抹消

以下の場合には登録を抹消させていただきます。

- ・登録の更新手続きがなかった場合
- ・登録内容と活動の実態が異なっている場合
- ・団体が解散したとき
- ・その他、活動の継続が困難と思われる場合

3 団体種別について

登録が完了すると、上白根地域ケアプラザの登録書をお渡しします。登録書には、登録番号でⅠ、Ⅱ、Ⅲなどの記号があり、それぞれ団体の種別をあらわしています。種別は、登録申請にあたって当ケアプラザで記入させていただいています。

団体Ⅰ（福祉保健活動団体）

活動そのものが地域のため、そこで暮らす人のためになる活動団体、または地域の支え合いを目的とした活動に直結している、ボランティア活動をしている団体。

例えば、障害児者の余暇支援団体、配食サービス、子どもの居場所、親子の居場所、自治会町内会活動など

団体Ⅱ（福祉保健協力団体）

ボランティア活動を視野にいれた趣味的活動などの団体。

例えば、体操グループや音楽のグループ、ダンスサークルなどが該当します。

※「地域福祉活動、地域貢献活動のためのボランティア」を団体として年間2回以上行ってください（4月～翌3月の間）。ケアプラザでお渡しする「福祉保健活動記録報告書」をご提出いただいています。

※団体Ⅰも団体Ⅱも登録書に記載されている範囲外の目的が福祉保健活動ではない（例えば誕生日会や個人的な目的で開催される）ものについては有料となります。

団体Ⅲ（目的外使用団体）

団体Ⅰ、Ⅱに区分されない地域住民の活動団体。

お部屋の利用は有料になります。

例えば、マンション管理組合の定例会など

団体Ⅳ（法人 福祉保健目的）

福祉保健活動の担い手として活動する法人。

団体Ⅴ（法人 福祉保健以外）

団体Ⅳに区分されない法人。お部屋の利用は有料になります。

※なお、使用料は「行政財産の用途または目的外使用に係る使用料に関する条例」に基づき横浜市の歳入になります。

4 利用申し込みについて

1. 申込方法

来館での受付時間 9:30～18:00（日曜・祝日は17:00まで）

電話での受付時間 9:30～18:00（日曜・祝日は17:00まで）

※毎月1日は、予約開始日のため電話での受付は13:30～開始

◆予約方法1

直接ご来館いただき、「利用申込書」に記入、提出いただき予約が完了となります。

◆予約方法2

電話での仮予約ができます。電話にて仮予約後8日以内にお越しになり、本申込手続きをお願いします。申込手続きがない場合は自動キャンセルになります。

◆当日申し込み（Ⅰ・Ⅱ団体のみ）

予約がなくても、お部屋が空いている場合、当日その場で申し込み、ご利用いただくことができます。受付にお問い合わせください。

◆Ⅲ団体及びⅤ団体

目的外使用については、申し込みのたびに区役所の使用許可が必要です。

「目的外使用許可書」を当ケアプラザ窓口にて記入、提出いただきます。区役所からの許可が出た時点で当ケアプラザより連絡いたします。

なお、利用日から8日前までが申し込み期限となり、直近の予約や当日の予約はお受けできませんのでご了承ください。

2. 予約枠について

ひとつの団体が1か月に利用する部屋の予約ができるの数は**2枠（団体Ⅰは3枠）**までです。同一の部屋を連続して利用する場合は2枠までを1枠として利用することができます。

※利用予定日から、起算して30日以内であれば予約上限なくお申込みできます。

	多目的ホール	調理室	ボランティアルーム	ケアルーム	
午前 1 (9:00～12:00)	1 枠				
午後 1 (12:00～15:00)	1 枠 (※ケアプラザが認める場合)				1 枠
午後 2 (15:00～18:00)					
夜間 (18:00～21:00)				連続していない場合は 2 枠です。	

連続していない場合は2枠です。

3. 予約の開始について

◆団体Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ…毎月1日（団体区分ごとに申し込み開始日が異なります。）

団体Ⅰ…**3**か月前 団体Ⅱ…**2**か月前 団体Ⅲ…**1**か月前

◆団体Ⅳは利用日の21日前から

団体Ⅴは利用日の14日前から

4. 夜間の利用予約の締め切り日について

◆団体Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ…前月の**9日**までに申し込み

◆団体Ⅳ・Ⅴ…前月の**12日**までに申し込み

5. 使用料について

使用目的が福祉保健目的以外の場合、お支払いいただく1区分あたりの使用料は以下の通りです。

※3時間を1区分とします。（日曜・祝日の午後2のみ2時間1区分のため料金が変わります）

施設	標準定員	使用料	
		平日・土曜	日曜・祝日
多目的ホール	60名	1,380円	920円
調理室	—	420円	280円
ボランティアルーム	12名		
地域ケアルーム	10名		

※定員については、感染症などの状況により制限する場合があります。

15:00～17:00 まで

5 部屋の利用について

受付窓口へお越しください。「部屋利用報告書」をお渡しします。ご利用が終わりましたら、報告書へ利用時間、利用人数、チェック項目への記入をお願いします。

【ご利用上の注意点】

- ①各部屋は、利用者の自主管理となっています。動かしたイスやテーブルは元の状態に戻し、清掃まで済ませた状態でケアブラザ職員の確認を受けてください。
- ②会場利用時間には準備・片付け等の時間も含まれております。利用時間を厳守してください。
- ③貸出時間内にやむを得ず職員が立ち入ることがありますので、ご了承ください。
- ④利用中に出了ゴミは**各団体で持ち帰り**、ご自宅で処分してください。

6 横浜市地域ケアプラザ利用上の注意事項

1. 施設利用上の注意事項

地域ケアプラザ（以下「ケアプラザ」といいます。）は、多くの皆さまにご利用いただく公的な施設です。

皆さまが快適に施設をご利用いただけるよう、次の利用上の注意事項及び禁止事項について遵守していただきますよう、お願いいたします。

2. 主な一般的な注意事項

- ①利用時間および開館時間（原則、午前9時から午後9時まで。ただし、日曜祝日は午前9時から午後5時）を遵守してください。
- ②利用当日は、当日利用の責任者の方が事務所へお声かけいただき、利用を開始してください。
- ③利用後は、後片付けと現状復帰を行った上で、利用時間内にケアプラザ職員の確認を受けてください。
- ④施設の設定、機器および備品は大切に利用してください。
- ⑤持ち込んだ物品及びゴミは、利用者の責任で必ず持ち帰ってください。
- ⑥ケアプラザの敷地内は全館禁煙です。
- ⑦施設職員の諸注意および指示に従ってください。
- ⑧天候等のやむを得ない事情により、施設の利用を中止する場合があります。

3. 車両での来館について

ケアプラザの駐車場には限りがあります。可能な限り、公共交通機関でお越しください。

3. 損害の賠償について

- ①ケアプラザの設備および備品等を破損・紛失されば場合は、必ずケアプラザ職員にお申し付けください。
- ②設備または利用したものを故意または重大な過失により破損もしくは紛失した場合は利用責任者に弁償していただく場合があります。

4. 禁止事項

- ①予約を行った登録団体以外の第三者に利用の権利を譲渡、貸出すること。
- ②身体障害者補助犬法に定める補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）以外の動物類を施設内に連れ込むこと。
- ③火気等の危険物の持ち込み利用すること。

5. 次のいずれかに該当する場合、ケアプラザを利用することはできません。

(1) 営利につながる活動もしくはこれらに類する行為

- ①物品の販売や宣伝につながる行為（障害者施設等の物販を除く）
- ②サービス提供をすることによって対価を得ることにつながる行為

【その他営利に関する注意事項】

- (ア) 参加者から徴収する参加費は、原則実費分のみとします。その参加費が高額と判断される場合、団体に収支および状況の説明を求めることがあります。営利活動とみなされる場合には、利用をお断りすることがあります。
- (イ) 講師に対して支払う謝金が、高額と判断される場合は、団体に収支および状況の説明を求めることがあります。
- (ウ) 地域住民が主体となって行う活動のみ、講師を招聘することができます。（講師となる人物が主体となって行う活動は、習い事教室化する恐れがあるため利用できません）

(2) 施設運営の弊害となる可能性がある行為

- ①暴力および迷惑行為
- ②危険を伴う活動
- ③施設および設備の維持に支障を及ぼす行為
- ④飲酒および禁煙

(3) その他

- ①危険物を使用する場合で、災害を発生させるおそれがあるとき
- ②善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- ③施設等を損傷または滅失するおそれがあるとき
- ④集団的または常習的な暴力行為が行われるおそれがあるとき
- ⑤葬儀、告別式その他これらに類する行事のために利用しようとするとき
- ⑥使用許可申請書等の記載事項に虚偽があると認められるとき
- ⑦他者への強要および強制とみなされる行為と認められるとき
- ⑧第三者への貸与および施設貸出の権利の譲渡と認められるとき
- ⑨「横浜市暴力団排除条例」（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 条）第 9 条第 2 項に抵触するおそれがあるとき

7 複合機（コピー）・印刷機（リソグラフ）の利用案内

1. 利用できる団体・個人

- (1) 旭区および地区社会福祉協議会会員
- (2) 各省庁および地方自治体職員
- (3) 自治会・町内会会員
- (4) 福祉保健活動を目的として活動している団体の関係者
- (5) その他ケアプラザが認めた者

2. 印刷できるもの

- (1) 利用できる団体・個人がその団体の活動のために必要なもの
- (2) その他、ケアプラザが認めたもの

3. 印刷できないもの

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 人の名誉を毀損し、侮辱するおそれのあるもの
- (3) わいせつな内容を表示しているもの
- (4) 明白に虚偽の内容を表示している
- (5) その他ケアプラザが印刷に適さないと判断したもの

4. 利用時間

月曜～土曜日 午前9時から午後9時まで

日曜・祝日 午前9時から午後5時まで

※休館日（毎月第3日曜日）・夜間閉館日は18時以降のご利用できません。夜間にご利用の際は事前にご連絡ください。

5. 使用について

◆複合機（コピー）

1階の事務所前に設置してあります。原則、ケアプラザ職員が操作します。

【料金】

白黒印刷 1面 10円（両面の場合は20円）

フルカラー B5/A4/B4 1面 **50円**（両面の場合100円）

A3 1面 **80円**（両面の場合160円）

◆印刷機（リソグラフ）

1階の多目的ホール前に設置してあります。原則、利用者ご自身で操作していただきます。操作方法などについては、ケアプラザ職員へお尋ねください。

【料金】

製版代 1 製版 **50 円**

印刷代 1 面 **1 円**

用紙代 1 枚 **1 円** （用紙を持参いただいた場合用紙代はかかりません。）

※用紙の数量が多い場合（500 枚以上）はご用意できない場合がありますので
事前にご相談ください。

8 ケアプラザの各部屋について

1. 多目的ホール

最大で 60 名程度までご利用できます。スクリーン、オーディオ等設備がありますので数十名単位の集まりや体操など動きのある取り組みはこちらのお部屋が適しています。お部屋は調理室と隣接しています。

2. 調 理 室

調理器具、食器類が揃っております。お食事会、配食サービスなどにご利用いただけます。広くはないので単独でのご利用はお勧めしません。

食器類はご自由にお使いください。ご使用後はきれいに洗って乾燥させ元の場所にお戻しください。火気の取り扱いには十分にお気をつけください。

3. ボランティアルーム

最大で 12 名での利用が可能です。打ち合わせや勉強会などテーブルを囲んでお話しするのに適しています。

4. 地域ケアルーム

最大 10 名までの利用が可能です。少人数での打合せなどに適しています。

上記以外にも福祉用具やおもちゃ、本の貸し出しも行なっていますのでご利用ください。貸出物品についての詳細は職員にお尋ねください。

施設利用についてのお問い合わせは…

横浜市上白根地域ケアプラザ

横浜市旭区上白根町 1 1 2

TEL : 045-951-3967（代表）FAX : 045-951-3971

Mail : kamishirane@yokohamashakyo.jp

